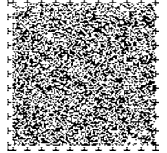




てあて ねんきん 4 手当・年金



しょうがいしゃふくしてあて く せいど ■ 障害者福祉手当 (区の制度)

身 知 精 難

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

しんしん しょうがい かた ふくしてあて う
心身に障害のある方は福祉手当が受けられます。

内 容

しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう あい てちょう ど せいしんしょうがいしゃほけんふくし
身体障害者手帳の1級・2級、愛の手帳の1度～3度、精神障害者保健福祉
てちょう きゅう せんしょうびょうしゃてちょう も かた のうせいまひ しんこうせいきんいしゅくしょう なんびょう
手帳1級、戦傷病者手帳をお持ちの方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、難病に
り患されている方……………月額 15,500 円
しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう あい てちょう ど かた げつがく えん
身体障害者手帳の3級、愛の手帳の4度の方……………月額 10,500 円

対 象

区内にお住まいの65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳をお持ちの方で、その程度が1級から3級の方
2. 愛の手帳をお持ちの方で、その程度が1度から4度の方
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、その程度が1級の方
4. 戦傷病者手帳をお持ちの方で、その程度が特別項症～第3項症の方
5. 脳性麻痺及び進行性筋萎縮症の方
6. 東京都の難病医療費等助成制度の対象となる程度の方（東京都が発行する特定医療費受給者証をお持ちの方）

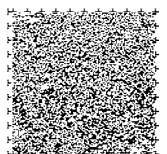
※ただし、次の方は1～6に該当しても対象となりません。

- 所得制限限度額を超えている方
- 児童育成（障害）手当を受給されている方
- 老人福祉施設、生活保護施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に入所されている方

(所得制限限度額表)

扶養親族等	所得制限限度額	
	本人の所得	20歳未満の場合 扶養義務者または 配偶者の所得
0人	¥3,604,000	¥6,287,000
1人	¥3,984,000	¥6,536,000
2人	¥4,364,000	¥6,749,000
3人	¥4,744,000	¥6,962,000
4人	¥5,124,000	¥7,175,000
5人	¥5,504,000	¥7,388,000

手
当
・
年
金



じゅうどしんしんしょうがいしゃてあて と せいで
■ 重度心身障害者手当 (都の制度)

身 知

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

しんしん じゅうど しょうがい じょうびふくざつ かいご ひつよう なた う
 心身に重度の障害のあるため、常時複雑な介護を必要とする方が受けられます。

- 内 容**
- 手当月額：60,000 円
 - 支給開始月：申請日から (新規)
 - 支払月：毎月
 - 支払い方法 東京都から申請者本人の口座へ振り込みます。
- ※申請する際は、お問い合わせください。

- 対 象** 次のいずれかに該当する方 (都の指定医が判定)
1. 重度の知的障害で、介助者が常に目が離せず、常時複雑な配慮が必要な方
 2. 重度の知的障害と重度の身体障害の重複している方
 3. 重度の肢体不自由で、両上下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な方

※障害の程度の判定は、手帳の所持とは別に東京都心身障害者福祉センターで行います。

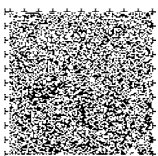
受給できない方

次のいずれかに該当する方は、手当が受けられません。

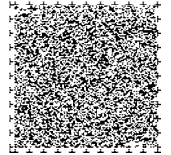
1. 施設に入所している方
2. 病院または診療所に3ヶ月を超えて入院している方
3. 65歳以上の新規申請の方
4. 下記の所得基準額を超えている方

扶養親族等	障害者本人、扶養義務者または配偶者の所得
0人	¥3,604,000
1人	¥3,984,000
2人	¥4,364,000
3人	¥4,744,000
4人	¥5,124,000
5人	¥5,504,000

手
当
・
年
金



とくべつしょうがいしゃてあて しょうがいじふくしてあて けいかてきふくしてあて
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当
 (くに せいど)
(国の制度)



問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当
 TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

とくべつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当

身 知 精

- 内 容**
- 手当月額：27,200 円 (平成 31 年 4 月～)
 - 支給開始月：申請月の翌月から (新規)
 - 支払月：2 月・5 月・8 月・11 月の年 4 回
 (前月までの 3 か月分をまとめて、申請者本人の口座へ振り込みます)
- ※ 転入、転出をされる方は、異動の手続きが必要となります。
 ※ 申請する際は、お問い合わせください。

対 象 20 歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする方

1. おおむね身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度程度で、かつ、それらが重複している方。
2. 上記と同等の疾病・精神障害の方

※ 障害の程度の判定は、お手持ちの手帳とは別に「指定認定診断書」に基づいて判定します。

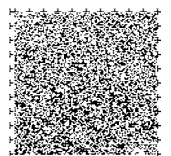
受給できない方

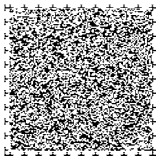
次のいずれかに該当する方は、手当を受けることができません。

1. 施設に入所している方
2. 病院等 (介護老人保健施設を含む) 等に 3 か月を超えて入院している方
3. 申請者本人及び配偶者または扶養義務者の所得が基準額を超えている方

扶養親族等	所得制限限度額	
	障害者本人の所得	障害者が 20 歳未満の場合 扶養義務者または 配偶者の所得
0 人	¥3,604,000	¥6,287,000
1 人	¥3,984,000	¥6,536,000
2 人	¥4,364,000	¥6,749,000
3 人	¥4,744,000	¥6,962,000
4 人	¥5,124,000	¥7,175,000
5 人	¥5,504,000	¥7,388,000

手
当
・
年
金





しょうがいじふくしてあて
◆ 障害児福祉手当

身 知 精

- 内 容**
- 手当月額：14,790 円（平成 31 年 4 月～）
 - 支給開始月：申請月の翌月から（新規）
 - 支払月：2 月・5 月・8 月・11 月の年 4 回
（前月までの 3 か月分をまとめて、申請者本人の口座へ振り込みます）
- ※ 転入、転出をされる方は、異動の手続きが必要となります。
※ 申請する際は、お問い合わせください。

対 象 20 歳未満で重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする方

1. おおむね身体障害者手帳 1・2 級の一部、愛の手帳 1・2 度程度
2. 上記と同等の疾病・精神障害の方

※ 障害の程度の判定は、指定認定診断書に基づいてお手持ちの手帳とは別に東京都で判定します。

※ 3 歳未満の方は、状態が固定されていないため、非該当になる可能性が高いです。

受給できない方

次のいずれかに該当する方は、手当を受けることができません。

1. 施設に入所している方
2. 障害を理由とする年金を受給している方
3. 申請者本人及び配偶者または扶養義務者の所得が基準額を超えている方

扶養親族等	所得制限限度額	
	障害者本人の所得	障害者が 20 歳未満の場合 扶養義務者または 配偶者の所得
0 人	¥3,604,000	¥6,287,000
1 人	¥3,984,000	¥6,536,000
2 人	¥4,364,000	¥6,749,000
3 人	¥4,744,000	¥6,962,000
4 人	¥5,124,000	¥7,175,000
5 人	¥5,504,000	¥7,388,000

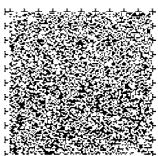
けいかてきふくしてあて
◆ 経過的福祉手当

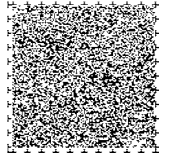
身 知

- 内 容**
- 手当月額：14,790 円（平成 31 年 4 月～）
 - 支払月：2 月・5 月・8 月・11 月の年 4 回
（前月までの 3 か月分をまとめて、申請者本人の口座へ振り込みます）
- ※ 転入、転出をされる方は、異動の手続きが必要となります。

対 象 現在、経過措置の福祉手当を受給されている方で、区外からの転入者は次のものをお持ちのうえ、申請してください。

1. 身体障害者手帳、または愛の手帳
2. 印鑑
3. 受給者の銀行口座情報





問合せ先 障害者福祉課 障害者福祉係

TEL (5211) 4214 / FAX (3556) 1223

Eメール shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

しんしんしょうがいしゃ ふよう ほごしゃ かけきん おさ ほごしゃ まんいち
 心身障害者を扶養している保護者に掛金を納めていただくことにより、保護者に万
 のこと(しぼう) (じゅうどしょうがい) (しんしんしょうがいしゃ) (しゅうしんいつていがく) (ねんきん) (きゅうふ)
 (死亡または重度障害)があったとき、心身障害者に終身一定額の年金を給付
 する制度です。

内容 【給付内容】

1. 支給月額：20,000円 (加入1口当たり)
2. 一時金
 - 弔慰金 (心身障害者が保護者より先に亡くなったとき、加入期間に応じた支給)

加入期間	支給額 (1口)
1年以上 5年未満	50,000円
5年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

- 脱退一時金 (加入者の申し出により脱退したとき、加入期間に応じた支給)

加入期間	支給額 (1口)
5年以上 10年未満	75,000円
10年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

【掛金】

かけきん
 掛金は、毎月末日までに東京都の指定する金融機関に納付していただきます。
 金額は、加入者(ほごしゃ)の加入年齢(かにゆうねんれい)により決まります(下記表のとおり)。
 月額掛金一覧

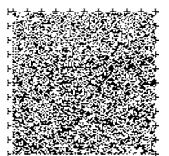
加入時年齢	月額 (1口)
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

※加入者が次のいずれかに該当するときは、1口目の掛金の1/2を減額(ただし2口加入の場合、2口目は減額対象外)

- 生活保護を受けている場合
- 住民税が非課税であるまたは免除されている場合
- その他、知事が特に必要と認める場合(罹災)

対象 次のすべての要件を満たしている方が対象です。

1. 知的障害者、身体障害者(1級から3級)または、精神または身体に永続的な障害(例えば精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)があり、将来独立自活することが困難な方の保護者であること。
2. 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
3. 加入年度の初日(4月1日)の年齢が65歳未満であること。



しょうがいきそねんきん こくみんねんきん ■障害基礎年金（国民年金）

問合せ先 保険年金課 国民年金係

TEL (5211) 4202 / FAX (3264) 4085

Eメール hoken-nenkin@city.chiyoda.lg.jp

しょうがいしゃ ねんきん う
障害者は年金が受けられます。

内容 平成 31 年度年金額（年額）

1 級：975,125 円

2 級：780,100 円

なお、受給権者に生計を維持されている 18 歳未満（障害者は 20 歳未満）の子がいる場合、子の人数に応じて加算額があります。

対象 次のいずれかに該当する方です。

1. 国民年金に加入中の病気やケガで、一定の障害状態になった方。保険料の納付要件があります。
2. 20 歳前の病気やケガで、一定の障害状態になった方。本人の所得制限があります。

※手続き等、詳しくはお問い合わせください。

とくべつしょうがいきゅうふきん くに せいど ■特別障害給付金（国の制度）

問合せ先 保険年金課 国民年金係

TEL (5211) 4202 / FAX (3264) 4085

Eメール hoken-nenkin@city.chiyoda.lg.jp

しょうがい き そねんきん じゅきゅう かた きゅうふきん う
障害基礎年金を受給できない方は給付金を受けられます。

内容 平成 31 年度年金額（月額）

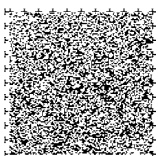
1 級 障害相当：52,150 円

2 級 障害相当：41,720 円

対象 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない、65 歳未満で、次のいずれかに該当する方です。

1. 平成 3 年 3 月以前の昼間部の学生に加え、昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までは、専修学校及び一部の各種学校生。
2. 昭和 61 年 3 月以前の被用者年金制度等の被扶養配偶者。なお、所得制限があります。

※手続き等、詳しくはお問い合わせください。



問合せ先 子育て推進課 手当・医療係

TEL (5211) 4230 / FAX (3264) 3988

Eメール kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp

しょうがい も こ がてい てあて う
 障害をお持ちの子どもがいる家庭は手当が受けられます。

内 容 ● てあてげつがく
 手当月額

- ・ じゅうど きゅう ばあい えん
 重度 (1級) の場合、52,200 円
- ・ ちゅうど きゅう ばあい えん
 中度 (2級) の場合、34,770 円 (平成 31 年 4 月現在)

対 象 次のいずれかに該当する 20 歳未満の子どもを扶養している父もしくは母または養育者です。

1. 身体障害者手帳 1～3 級程度 (一部 4 級も含む)、その他内部障害をお持ちの子ども
2. 愛の手帳 1・2 度程度 (一部 3・4 度も含む)、その他知的障害をお持ちの子ども (精神障害を含む)

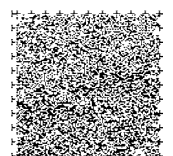
※ただし、障害の程度により、認定されない場合もあります。

次のいずれかに該当する場合は手当を受けられません。

1. 子どもが施設に入所している場合
2. 父母または養育者の所得が基準額を超えている場合
3. 子どもが障害による公的年金を受けている場合

とくべつじどうふようてあてしょうとくきじゅんがくひょう
特別児童扶養手当所得基準額表

扶養人数	所 得	配偶者・扶養義務者等の所得
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円
5人	6,496,000 円	7,388,000 円



じどういくせいてあて く せいど
■ 児童育成手当 (区の制度)

問合せ先 子育て推進課 手当・医療係

TEL (5211) 4230 / FAX (3264) 3988

Eメール kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp

しょうがいてあて
◆ 障害手当

身 知

しょうがい も こ かがてい てあて う
障害をお持ちの子どもがいる家庭は手当が受けられます。

内 容 てあてげつがく こ ひとり えん
手当月額：子ども1人につき 15,500円

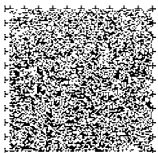
対 象 次のいずれかに該当する20歳未満の子どもを扶養している父もしくは母または養育者です。

1. 身体障害者手帳1～2級程度の子ども
2. 愛の手帳1～3度程度の子ども
3. 脳性麻痺、または進行性筋萎縮症の子ども

※ただし、障害の程度により、認定されない場合もあります。

次のいずれかに該当する場合は手当を受けられません。

1. 子どもが施設に入所している場合
2. 父もしくは母または養育者の所得が基準額を超えている場合



18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭は手当を受けられます。

内 容 手当月額：子ども1人につき 13,500円

対 象 次のいずれかに該当する18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもを扶養している父もしくは母または養育者です。

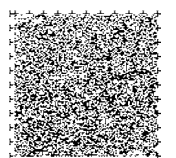
1. 父または母が重度の障害を有する子ども（障害の程度により認定されない場合もあります。）
2. 父または母が、死亡または生死不明である子ども
3. 父母が離婚した子ども
4. 父または母に引き続き1年以上遺棄されている子ども
5. 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
6. 婚姻によらないで生まれた子ども
7. 父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令が出された子ども

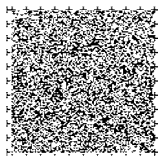
次のいずれかに該当する場合は手当を受けられません。

1. 子どもが施設に入所している場合
2. 父もしくは母または養育者の所得が基準額を超えている場合
3. 父もしくは母が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合

じどういくせいてあてしょうとくきじゅんがくひょう
児童育成手当所得基準額表

扶養人数	所 得 額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円





じどうふようてあて くに せいど
児童扶養手当 (国の制度)

身 知 精

問合せ先 子育て推進課 手当・医療係

TEL (5211) 4230 / FAX (3264) 3988

Eメール kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもがいるひとり親(母子・父子)家庭は手当が受けられます。

内 容 手当月額(所得により手当額が異なります)

子どもが1人の場合 42,910円～10,120円

子どもが2人の場合 10,140円～5,070円

※3人目以降1人増すごとに6,050円～3,040円を加算します。(平成31年4月現在)

対 象 次のいずれかに該当する18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子ども(子どもが中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を扶養している父か母または養育者です。

1. 父か母が重度の障害を有する子ども(障害の程度により認定されない場合もあります。)
2. 父か母が死亡、または生死不明である子ども
3. 父母が離婚した子ども
4. 父か母に引き続き1年以上遺棄されている子ども
5. 父か母が法令により1年以上拘禁されている子ども
6. 婚姻によらないで生まれた子ども
7. 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令が出された子ども

次のいずれかに該当する場合は、手当を受けられません。

1. 子どもが施設に入所している場合
2. 父もしくは母または養育者の所得が基準額を超えている場合
3. 父もしくは母が婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合

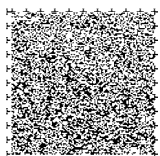
じどうふようてあてしよとくきじゆんがくひよう
児童扶養手当所得基準額表

扶養人数	全部支給の所得額	一部支給の所得額
0人	490,000円	1,920,000円
1人	870,000円	2,300,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円

*所得額は母またはその児童が養育費を受け取っている場合は、その8割を含めて判定します。

*養育者・扶養義務者の所得制限表は上記と異なります。

※なお、それぞれの手当には所得控除(医療費・社会保険料等)がありますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。



しょうがいこうせいねんきん しょうがいてあてきん こうせいねんきん
■ 障害厚生年金・障害手当金 (厚生年金)

問合せ先 千代田年金事務所 お客様相談室

〒102-8337 三番町22

TEL (3265) 4381 (代表) / FAX (3262) 6249

こうせいねんきんかにゆうちゅう びょうき しょうがいしゃ かた ねんきん てあてきん う
厚生年金加入中の病気やけがで障害者になった方は年金または手当金が受けられるこ
とがあります。

※^{てつづ}手続き等、^と詳しくは^あお問い合わせください。

